

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

① 現状分析

本市の中心市街地は、昭和18年の鳥取大震災、昭和27年の鳥取大火によって、壊滅的な被害を受けた。その後、177.2haにわたる土地区画整理事業により、まちの骨格が形成されたほか、全国初の防火建築帯の指定を受けた耐火建築物群は、現在も本市のメインストリートである若桜街道のまちなみを形成している。

2期計画では、鳥取駅南口交通広場整備事業、公共サイン整備事業、市道駅前太平線空間整備事業、風紋広場トイレ整備事業、市道今町3号線道路整備事業を実施した。また、市道扇幸町1号線整備事業、市道山の手通り整備事業、市道弥生橋通り整備事業を進めている。

これらの事業は、自動車による中心市街地への来街者の利便性向上、安全・安心な歩行環境の形成、良好な景観形成、憩い空間の形成、交流機会の創出等に寄与してきている。

一方で、中心市街地の少子高齢化、事業所等の減少には歯止めがかからない状況となっている。また、市民意識においても中心市街地を訪れたくなるような賑わいや活気が十分でないことがうかがえる。

② 市街地の整備改善の必要性

中心市街地の賑わいや活気を取り戻すとともに、さまざまな世代の人々が便利に暮らし、安全・安心で快適に過ごすことができる環境づくりを進めるため、道路や公園など市街地(都市基盤)の整備やバリアフリー化の推進が必要である。また、観光交流や地域間交流の促進、魅力の創出により来街者を増加させるとともに、回遊・滞在を促進し、経済活力の向上につなげるため、来街者の受け皿となる駐車場整備、各施設間の動線の拡充、景観に配慮したまちなみなどまち歩きが楽しめる仕組みづくりが必要である。

これらのことから、活性化の目標の達成に向け、「市街地の整備改善のための事業」として以下の事業を基本計画に位置付ける。

【新規】

幸町棒鼻公園整備事業、市道駅前太平線芝生広場再整備事業、鳥取駅南口中央駐車場整備事業

【実施中(2期計画未掲載)】

緑化施設等整備事業、市道天神町4号線整備事業

【継続】

市道扇幸町1号線整備事業、市道弥生橋通り整備事業、市道山の手通り整備事業

③ フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に各事業の進捗状況を調査し、効果の検証を行うとともに、状況に応じて事業等の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 市道駅前太平線芝生広場再整備事業 [内容] 市道駅前太平線芝生広場の再整備 [実施時期] R1	鳥取市	市道駅前太平線芝生広場の再整備を行うことにより、多世代が集える場を確保することで、中心市街地の賑わい創出と回遊性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地再活性化特別対策事業 [実施時期] R1	
[事業名] 鳥取駅南口中央駐車場整備事業 [内容] J R 鳥取駅周辺エリアに公共駐車場を整備 [実施時期] R2	鳥取市	市の玄関口である J R 鳥取駅周辺エリアに公共駐車場を整備することにより、来街者の利便性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地再活性化特別対策事業 [実施期間] R2	

(2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 幸町棒鼻公園整備事業 [内容] 幸町棒鼻公園を芝生化や遊具、健康器具系施設設置等により再整備 [実施時期] H30～R1	鳥取市	芝生化や子どもの遊具、健康器具系施設などの設置により多世代が集える場として整備するとともに、市役所新本庁舎駐車場と一体となった災害時の活動拠点とすることにより、中心市街地の居住促進、賑わい創出を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(鳥取駅周辺地区)(第2期)) [実施時期] H30	

<p>[事業名] 緑化施設等整備事業</p> <p>[内容] 市民が集う緑豊かな公共スペースを整備</p> <p>[実施時期] H29～R1</p>	<p>鳥取市</p>	<p>国道53号線から幸町棒鼻公園に至る公共スペースとして、市民が気軽に集い、緑豊かな歩いて楽しい空間を形成することで、中心市街地の居住促進、賑わい創出を図る。</p> <p>「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(鳥取駅周辺地区)(第2期))</p> <p>[実施時期] H29～R1</p>	
<p>[事業名] 市道天神町4号線整備事業</p> <p>[内容] 市道天神町4号線国道側に右折レーンを増設整備</p> <p>[実施時期] H28～R1</p>	<p>鳥取市</p>	<p>市役所新本庁舎建設地に隣接する路線であり、庁舎建設後は交通量の増加が見込まれるため、国道側に右折レーンの増設を行い、来街者等の利便性の向上と安全確保を図る。</p> <p>「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 防災・安全交付金(道路事業)</p> <p>[実施時期] H28～R1</p>	
<p>[事業名] 市道扇幸町1号線整備事業</p> <p>[内容] 市道扇幸町1号線の道路の拡幅(2車線化)と歩道を新設</p> <p>[実施時期] H24～R6</p>	<p>鳥取市</p>	<p>狭隘な道路の拡幅(2車線化)とあわせて歩道を新設することにより、歩行者の利便性の向上と安全確保を図る。</p> <p>「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 防災・安全交付金(道路事業)</p> <p>[実施時期] H24～R6</p>	
<p>[事業名] 市道弥生橋通り整備事業</p> <p>[内容] 市道弥生橋通りを歩行者・自転車通行帯の設置、無電柱化、歩道のバリアフリー工事等により再整備</p> <p>[実施時期] H22～R4</p>	<p>鳥取市</p>	<p>自転車と歩行者の分離を図るため、自転車の走行位置を明示するとともに、無電柱化や歩道のバリアフリー工事を行うことにより、地域住民の利便性の向上と安全・安心な歩行環境の充実を図る。</p> <p>「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 防災・安全交付金(道路事業)</p> <p>[実施時期] H22～R4</p>	

<p>[事業名] 市道山の手通り整備事業</p> <p>[内容] 鳥取城跡のお堀端道路(市道山の手通り)の再整備</p> <p>[実施時期] H23～R2</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取城跡のお堀端道路(市道山の手通り)を車道・歩道の再配置、歩道の美装化等により再整備することで、まちなみの景観向上を図る。</p> <p>「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業(久松地区))</p> <p>[実施時期] H23～R1</p>	
---	------------	---	---	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

① 現状分析

本市の中心市街地には、総合医療施設として鳥取生協病院、鳥取赤十字病院、社会福祉施設として市中央保健センター（さざんか会館）や市障害者福祉センター（さわやか会館）、文化的な催しの場としてとりぎん文化会館、市民会館、福祉文化会館や市民交流ホール（パレットとっとり）などが立地しており、都市福利施設の機能を保持している。また、今後中核市への移行に伴い、市役所駅南庁舎は、保健所や保健センター、子育て支援機能の配置による健康づくりと子育て支援の総合拠点として整備する予定である。

2期計画では、鳥取赤十字病院の整備や鳥取市医療看護専門学校の開校により、地域医療の維持・充実、子育て支援施設（すぺーすコモド）の開設により子育て支援の充実や子育て世代の交流の促進につながっている。また、パレットとっとり市民交流ホール、ふれあいホールの運営により、市民の交流の促進につながっている。

これらの事業は、居住者の安全・安心に暮らせる生活環境づくりや来街の動機づくり、回遊・滞在性の向上に寄与している。

一方で、中心市街地の少子高齢化は、今後さらに進展する見込みであり、居住者の生活を支える都市機能の一層の充実が求められている。また、中心市街地の賑わいや活気を取り戻すため、都市福利施設の整備による来街者の増加や集客効果の周辺への波及に取り組むことが必要である。

② 都市福利施設の整備の必要性

少子高齢化の進展や賑わいや活気の低下等の現状を踏まえ、さまざまな世代の人々が安全・安心で快適に活動できる環境づくりや来街機会のさらなる創出を図るため、防災機能、健康、子育て、医療、公共サービスなどの都市機能、交流機能の充実を図る必要がある。

また、本市では中核市への移行とあわせて連携中枢都市圏の形成を目指しており、山陰東部圏域の中心として、拠点性を高めるため、さまざまな都市機能を充実させる必要がある。

これらのことから、活性化の目標の達成に向け、「都市福利施設の整備する事業」として以下の事業を基本計画に位置付ける。

【新規】

鳥取市役所駅南庁舎整備事業（健康づくり、子育て支援）

【実施中事業（2期計画未掲載）】

地域交流センター整備事業、鳥取市役所本庁舎建設事業、防災備蓄倉庫整備事業

【継続】

パレットとっとり市民交流ホール運営事業、鳥取赤十字病院整備事業、まちなか子育て支援事業、ふれあいホール運営事業、市役所現本庁舎等跡地活用調査検討事業

③ フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に各事業の進捗状況を調査し、効果の検証を行うとともに、状況に応じて事業等の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] パレットとっとり 市民交流ホール運営事業</p> <p>[内容] 商業拠点施設内の多目的ホール運営</p> <p>[実施時期] H17～</p>	鳥取商工会議所	<p>商業拠点施設「パレットとっとり」内に併設した多目的ホールを運営し、イベント開催に係る募集、連絡調整、広報などを行い、加えて自主イベントを開催することにより、中心市街地の集客増を図るとともに、市民団体等との協働事業により、市民交流の促進を図る。</p> <p>「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H19～</p>	

(2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 地域交流センター整備事業</p> <p>[内容] 多目的スペース、活動スペース、展示場、スタジオなどの機能を備えた交流施設を整備</p> <p>[実施時期] H29～R1</p>	鳥取市	<p>多目的スペース、活動スペース、展示場、スタジオなどの機能を備えた地域交流センターを市役所新本庁舎建設地に整備し、市民活動等による賑わいの創出を図る。また、災害時は、災害対策本部を支援する活動スペースとして活用することで、防災機能の強化を図る。</p> <p>「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(鳥取駅周辺地区)(第2期))</p> <p>[実施時期] H29～R1</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] まちなか子育て支援事業</p> <p>[内容] 子どもたちの遊びの場や託児サービスの提供、各種教室の運営</p> <p>[実施時期] H22～</p>	鳥取本通商店街振興組合・(一社)地域サポートネットワーク	<p>子どもたちの遊びの場や託児サービスの提供、各種教室の運営などにより、中心市街地における子育て支援機能による若年層の居住と多世代交流の促進を図る。</p> <p>「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 子ども・子育て支援交付金</p> <p>[実施時期] H27～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 鳥取市役所本庁舎建設事業</p> <p>[内容] 市役所本庁舎の整備</p> <p>[実施時期] H29～R1</p>	鳥取市	<p>防災機能や交流機能をあわせ持つ市役所本庁舎を旧市立病院跡地（鳥取駅南側）に新たに整備することにより、防災機能、市民サービス機能の強化、活力と魅力あるまちづくりの推進を図る。</p> <p>「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 防災備蓄倉庫整備事業</p> <p>[内容] 防災備蓄倉庫の整備</p> <p>[実施時期] H29～R1</p>	鳥取市	<p>防災備蓄倉庫を整備し、災害時の物流の拠点とすることで、防災機能を高め、安全・安心な生活環境の充実を図る。</p> <p>「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 鳥取市役所駅南庁舎</p>	鳥取市	<p>中核市への移行に伴い、市役所駅南庁舎に保健所・保健センター・子育て</p>		

<p>舎整備事業(健康づくり、子育て支援) [内容] 市役所駅南庁舎を健康づくりと子育て支援の総合拠点として整備 [実施時期] H30～R2</p>		<p>支援機能を集め、健康づくりと子育て支援の総合拠点として整備することにより、交流人口の拡大と中心市街地への居住促進を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 鳥取赤十字病院整備事業 [内容] 鳥取赤十字病院の建替整備 [実施時期] H25～R2</p>	<p>日本赤十字社</p>	<p>中心市街地に総合的な医療機能を確保し、安全・安心な生活環境の充実により、中心市街地への居住促進を図る。 「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] ふれあいホール運営事業 [内容] ギャラリー、ラウンジ等を併設したホールの運営 [実施時期] H17～</p>	<p>中国電力(株)</p>	<p>ギャラリー、ラウンジ等を併設したホールを運営することにより、中心市街地の集客増を図るとともに、外壁面に設置された大型モニターによるイベント情報等の提供により、中心市街地に対する関心喚起を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 市役所現本庁舎等跡地活用調査検討事業 [内容] 市役所本庁舎移転後の現本庁舎及び第二庁舎の利活用について調査・検討を実施 [実施時期] H27～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取市役所本庁舎は令和元年度中に鳥取駅南側へ移転する。現本庁舎、第二庁舎跡地の活用について調査・検討し、中心市街地への居住促進や賑わい創出につながる有効活用を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

① 現状分析

鳥取市の中心市街地の居住人口は昭和30年頃を境に減少傾向に転じ、核家族化などのライフスタイルの変化によって中心市街地から郊外への人口流出が急速に進んだ。

2期計画ではまちなか居住者支援事業、住まいネットワーク事業、UJIターン促進事業などに取り組んだ。平成29年3月末の中心市街地の人口は12,347人となっており、UJIターン者の増加や民間集合住宅(2棟)の建設により10年間ほぼ横ばいで推移している。平成29年度以降も2棟の中高層の民間集合住宅が完成する見込みであり、中心市街地への居住のニーズが高まっていると考えられる。

一方で、中心市街地の年少人口の割合は、平成29年3月末現在11.7%と鳥取市全体の13.4%と比べて低く、老年人口の割合は30.0%と鳥取市全体の27.5%に比較して高くなっている。今後も少子高齢化が進展する見込みであり、地域コミュニティ機能の低下等が懸念されている。

② 街なか居住の推進の必要性

第10次鳥取市総合計画や鳥取市都市計画マスタープランで目指す多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりを進めるため、居住を中心市街地に集積させるとともに、少子高齢化の進展を踏まえ、若年層の居住促進、子育て環境・地域コミュニティ機能の充実を図る必要がある。また、空き家や低未利用地の増加を踏まえ、これらを活用して住宅を供給するなど地域課題の解決につながる活用を促進する必要がある。

これらのことから、活性化の目標の達成に向け、「街なか居住の推進のための事業」として以下の事業を基本計画に位置付ける。

【新規】

既存ストック活用居住促進地域連携事業

【実施中事業(2期計画未掲載)】

遊休不動産利活用促進事業(地域おこし協力隊設置事業)、空き家情報バンク運営事業

【継続】

リノベーションまちづくり事業、まちなか空き家改修支援事業、住まいネットワーク事業費、UJIターン促進事業、まちなか居住アドバイザー派遣事業、まちづくり協議会運営事業、まちなか居住体験施設運営事業

③ フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に各事業の進捗状況を調査し、効果の検証を行うとともに、状況に応じて事業等の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] リノベーションまちづくり事業 [内容] リノベーション手法による遊休不動産の利活用 [実施時期] H26～	鳥取市	事業者や民間まちづくり会社の育成、遊休不動産所有者への啓発などを通じて、民間自立型でのリノベーション手法による遊休不動産の利活用を進め、中心市街地の魅力向上と若年層の居住促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 地方創生推進交付金 [実施時期] H29～R4	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 遊休不動産利活用促進事業（地域おこし協力隊設置事業） [内容] 遊休不動産利活用推進のため地域おこし協力隊を配置 [実施時期] H29～R3	鳥取市	地域おこし協力隊を配置し、利活用が可能な空き家・空き店舗等遊休不動産を掘り起こし、居住希望者や起業希望者等とのマッチングにより有効活用することで若年層の居住促進や賑わいの創出を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。		

<p>[事業名] 既存ストック活用 居住促進地域連携 事業 [内容] 既存ストックの活 用による居住促進 計画を策定し、計 画に基づく事業を 実施 [実施時期] H30～R4</p>	<p>鳥取市</p>	<p>若年層のまちなか暮らしを促進する ための空き家等既存ストックの活用方 策を地域住民とともに検討し実施する ことにより、中心市街地への居住促進 を図る。 「若年層のまちなか暮らしの促進」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] 空き家情報バンク 運営事業 [内容] 空き家情報バンク の運営 [実施時期] H26～</p>	<p>鳥取市 ・鳥取 県宅地 建物取 引業協 会</p>	<p>空き家の売却または賃貸を希望する 所有者等から申し込みを受けた情報を 空き家の利用を希望する者に対し提供 することにより、空き家の流通促進と 中心市街地への居住促進を図る。 「若年層のまちなか暮らしの促進」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] まちなか空き家改 修支援事業 [内容] 中心市街地の空き 家を活用した住宅 改修を行う場合の 支援 [実施時期] H25～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>中心市街地の空き家を若年層の住宅 として改修を行う場合に支援を行うこ とにより、空き家の利活用の促進と若 年層の居住促進を図る。 「若年層のまちなか暮らしの促進」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] 住まいネットワー ク事業 [内容] 中心市街地の住ま いに関する総合相 談窓口の設置 [実施時期] H22～</p>	<p>鳥取市 ・鳥取 県宅地 建物取 引業協 会</p>	<p>中心市街地の住まいに関する総合相 談窓口を設置し、各種相談対応、不動 産情報の提供、居住に関する情報発信 を行うことにより、中心市街地の居住 促進を図る。 「若年層のまちなか暮らしの促進」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		

<p>[事業名] U J I ターン促進事業</p> <p>[内容] 市外からの移住希望者に対する情報提供やお試し居住体験施設の運営等</p> <p>[実施時期] H18～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>「移住・交流情報ガーデン」の設置による移住希望者への情報発信、移住者の交流、移住希望者への相談対応やお試し居住体験施設の設置による鳥取暮らしの体験の場の提供など移住・居住希望者への支援を行うことにより、中心市街地の居住促進を図る。</p> <p>「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] まちなか居住アドバイザー派遣事業</p> <p>[内容] コーポラティブ方式の活用、共同建替え・改修、遊休不動産利活用等を行う者に対し、アドバイザーを派遣</p> <p>[実施時期] H26～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>コーポラティブ方式、共同建替え・改修、遊休不動産の利活用、低未利用地の宅地化などを行おうとする事業者等に対し、ノウハウを持つアドバイザーを派遣することで、円滑な事業推進につなげ中心市街地の居住促進を図る。</p> <p>「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] まちづくり協議会運営事業</p> <p>[内容] まちづくり協議会の運営</p> <p>[実施時期] H22～</p>	<p>各地区 まちづくり協議会</p>	<p>住民が主体となって地域課題の解決や住みやすい地域の実現に向けて取り組むことにより、中心市街地の居住促進と地域コミュニティ機能の維持・充実を図る。</p> <p>「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] まちなか居住体験施設運営事業</p> <p>[内容] まちなか居住体験施設の運営</p> <p>[実施時期] H23～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>空き家等を活用した居住体験施設の運営により、利便性の高い中心市街地での日常生活を実際に体験してもらうことで、中心市街地の居住促進を図る。</p> <p>「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

① 現状分析

本市は、中心市街地の商店街と J R 鳥取駅付近の大型店舗により商業拠点を形成してきた。しかし、モータリゼーション（車社会化）の進展やライフスタイルの変化により、郊外部への大型集客施設の立地、ロードサイド店（幹線道路沿線の店舗）の進出が相次ぎ、中心市街地の経済活力は低下していった。

2 期計画では、民間の創意工夫による中心市街地の魅力向上、新規出店の促進に取り組んできた。パレットとっよりは年間約 62 万人、五臓圓ビルは約 3 万 1 千人（薬局を除く）の入館者を数え、市道駅前太平線（バード・ハット）では、週末を中心としたイベント開催により年間約 6 万 2 千人の来街者があり、賑わいの創出に寄与している。鳥取駅周辺では、市街地整備とあわせ、商業施設がオープンし、賑わいの相乗効果を生み出している。また、空き店舗対策事業、新規創業・開業支援事業等により新規開業数も年間 20 店舗以上で推移しており、中心市街地の魅力向上に寄与している。

一方で、空き店舗数については、平成 19 年に 53 店舗であったものが平成 29 年には 70 店舗と増加しており、結果的に空き店舗数の減少に至っていない。廃業の要因としては、収益の低下、経営者の高齢化、後継者の不在が考えられる。また、イベント等の集客による賑わいが一時的で、商業の振興につながっていないなどの声も多く聞かれている。

2 期計画の目標指標は達成しているものの、中心市街地の事業所数や従業員数、小売業年間販売額等は減少を続けているとともに、商業地の地価も下落し続けており、経済活力の低下に歯止めがかからない状況である。

② 経済活力の向上の必要性

中心市街地の経済活力は、地域住民の生活を支えるだけではなく、中心市街地に魅力や活気を与える。今後は、観光交流等の促進を通じて、来街者をさらに増やすとともに、中心市街地での回遊の促進と、滞在時間を拡大することにより、消費につなげる取り組みが必要である。具体的には、鳥取城跡や鳥取民藝などの地域資源やまちで活躍する人々など鳥取らしさを活かした魅力の底上げやイベントの充実等により来街者を増やすとともに、訪れる人々が回遊・滞在したくなる仕組みづくりに取り組むことが必要である。また、個性ある魅力の創出のため、新規開業の促進、既存個店の経営強化、空き店舗等の利活用などを通じ、民間の創意工夫による商業の振興を進めることが必要である。

これらのことから、活性化の目標の達成に向け、「経済活力の向上のための事業」として以下の事業を基本計画に位置付ける。

【新規】

まちなか美術展開催事業、まち歩き推進事業、まちなか観光促進事業、J R 鳥取駅周辺エリア魅力向上事業、中心市街地賑わい活力向上事業、まちなか夜間景観形成事業、鳥取駅周辺フリーWi-Fi整備事業、まちなかデジタルサイネージ設置事業

【実施中事業(2期計画未掲載)】

遊休不動産利活用促進事業（地域おこし協力隊設置事業）、インバウンド促進事業、起

業のまち「鳥取」創造プロジェクト事業、まちなかベビーカー設置事業、末広温泉町商店街活性化事業、鹿野街道賑わい創出事業、駅前周辺賑わい創出事業、まるにわガーデン活用事業、民藝館通り周辺活性化事業、駅前周辺機能強化調査検討事業

【継続】

空き店舗対策事業、商店街にぎわい形成促進事業、大型イベント開催事業、中心市街地活性化イベント支援事業、市道駅前太平線賑わい空間活用事業、まちなか情報発信事業、鳥取市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー等設置事業、鳥取城跡大手登城路復元整備事業、リノベーションまちづくり事業、駅南賑わい創出空間事業、まちなか観光拠点整備事業、学生まちなか活動拠点事業、若桜街道商店街活性化事業、鳥取本通商店街活性化事業、コンベンション誘致・支援事業、パレットとっとり運営事業、智頭街道商店街活性化事業、五臓圓ビル運営事業、文化観光施設等運営事業、観光ボランティアガイド事業、袋川環境整備事業、川端界限活性化事業

③ フォローアップの考え方

計画期間の中間と最終年度に各事業の進捗状況を調査し、効果の検証を行うとともに、状況に応じて事業等の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

該当なし

(2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 空き店舗対策事業 [内容] 空き店舗を活用した新規開業に対する支援 [実施時期] H13～	鳥取市	空き店舗を活用した新規開業に対する支援を行うことにより、空き店舗の解消と中心市街地の集客増を図る。また、鳥取市中心市街地活性化協議会と連携し、空き店舗情報の公開などにより、空き店舗の利活用の促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H19～	
[事業名] 商店街にぎわい形成促進事業 [内容] 商店街の環境整備や販売促進活動等に対する支援	鳥取市	商店街の環境整備や販売促進活動、商店街を活性化させる調査事業や販売促進活動等のソフト事業に対する支援を行うことにより、商店街の賑わいを形成し、中心市街地の集客増を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H19～	

[実施時期] H13～		業である。		
[事業名] 大型イベント開催事業 ・鳥取しゃんしゃん祭 ・花と木のまつり ・お城まつり ・土曜日 [内容] 年間を通じて定期的な大型イベントを開催 [実施時期] S40～	各実行委員会 ・鳥取市商店街振興組合連合会	本市における最大規模のイベントである「鳥取しゃんしゃん祭」をはじめ、年間を通じて定期的に大型イベントを開催することにより、中心市街地の交流促進、集客増を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H19～	
[事業名] 中心市街地活性化イベント支援事業 [内容] 中心市街地で開催されるイベント等に対する支援 [実施時期] H19～H30	鳥取市 ・鳥取市中心市街地活性化協議会	中心市街地で開催されるイベント等に対する支援を行うことにより、中心市街地の集客増や地域コミュニティの醸成を図るとともに、事業の企画立案、調整、実施等を通じて人材育成を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H19～H30	
[事業名] 市道駅前太平線賑わい空間活用事業 [内容] 「市道駅前太平線賑わい空間」を活用したイベント等を開催 [実施時期] H25～	新鳥取駅前地区商店街振興組合	道路空間の全天候型広場を活用したイベント等を定期的に開催することにより、中心市街地の集客増や交流促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H25～	
[事業名] まちなか美術展開催事業 [内容] 商店街等と連携した市民美術展を開	鳥取市	中心市街地における各商店街や文化観光施設等と連携した、絵画等を中心とする美術展を開催し、中心市街地の集客増を図るとともに、来街者の回遊・滞在性の向上を図る。また、中心市街地で開催することにより、文化芸	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H30～R1	

催 [実施時期] H30～		術活動への理解を促進し、市街地と芸術の親和性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] まちなか情報発信事業 [内容] 中心市街地に関する情報を情報誌等で発信 [実施時期] H22～	鳥取市 ・鳥取市中心市街地活性化協議会	中心市街地に関する情報を掲載した情報誌やガイドマップの発行、インターネットを活用した情報提供等により、来街者の利便性の向上を図るとともに、中心市街地への関心喚起を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H30～	

(2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 鳥取市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー等設置事業 [内容] 中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進を図るためタウンマネージャー等を設置 [実施時期] H27～	(一財) 鳥取開発公社 ・鳥取市中心市街地活性化協議会	専門的な知見やノウハウを持ったタウンマネージャー又はこれに類する専門人材を設置することで、中心市街地の魅力向上、新たな商業機能の強化、安心して快適に住み続けられる環境の充実等を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業 [実施時期] H27～H29 [支援措置] 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業（中心市街地活性化支援事	

			業) [実施時期] R1	
--	--	--	--------------------	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 鳥取城跡大手登城路復元整備事業 [内容] 国指定史跡である鳥取城跡の石垣、櫓門等を復元整備 [実施時期] H19～R9	鳥取市	平成17年度に策定した「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画」に基づき、国指定史跡である鳥取城跡の石垣、櫓門等を復元整備することにより、市民の憩いの場として、また観光資源としての魅力向上を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 国宝重要文化財等保存整備費補助金 [実施時期] H19～R9	
[事業名] リノベーションまちづくり事業（再掲） [内容] リノベーション手法による遊休不動産の利活用 [実施時期] H26～	鳥取市	事業者や民間まちづくり会社の育成、遊休不動産所有者への啓発などを通じて、民間自立型でのリノベーション手法による遊休不動産の利活用を進め、中心市街地の魅力向上と若年層の居住促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 地方創生推進交付金 [実施時期] H29～R4	
[事業名] JR鳥取駅周辺エリア魅力向上事業 [内容] 鳥取駅周辺の魅力向上、都市機能の充実に係る基礎調査の実施及び基本構想の策定 [実施時期] R1～R2	鳥取市	中核市のエントランスである鳥取駅周辺エリアの魅力向上、都市機能の充実に係る基礎調査を実施するとともに、基本構想を策定し、官民が一体となった取り組みを推進することにより、鳥取駅周辺エリアの拠点性の強化、賑わい創出を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 地方創生推進交付金 [実施時期] R1～R2	
[事業名] まちなか夜間景観	鳥取市	鳥取駅周辺広場、袋川周辺エリアにおいて、イルミネーションやライトア	[支援措置] 地方創生推	

<p>形成事業 [内容] 鳥取駅周辺広場、 袋川周辺エリアで イルミネーション、 ライトアップ を実施 [実施時期] R2～</p>		<p>ップを実施し、住民や来訪者を楽しませる夜間景観を演出することで、中心市街地に多くの人が集う環境を整備する。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>進交付金 [実施時期] R2～R4</p>	
<p>[事業名] まちなかデジタル サイネージ設置事業 [内容] 中心市街地主要箇 所にデジタルサイ ネージを設置 [実施時期] R2～</p>	鳥取市	<p>中心市街地主要箇所にデジタルサイネージを設置し、商店街の取り組みやまちなかで開催されるイベント情報等を発信する。また、まちなか情報だけでなく、全市的な観光、文化、芸術、交通、防災等の情報発信を行い、交通結節点であり人が集積する中心市街地周辺を起点として、市内、圏域各地へ人の流れを誘導し、賑わい活力の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 新型コロナウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金 [実施時期] R2</p>	
<p>[事業名] まちなか美術展開 催事業（再掲） [内容] 商店街等と連携し た市民美術展を開 催 [実施時期] H30～</p>	鳥取市	<p>中心市街地における各商店街や文化観光施設等と連携した、絵画等を中心とする美術展を開催し、中心市街地の集客増を図るとともに、来街者の回遊・滞在性の向上を図る。また、中心市街地で開催することにより、文化芸術活動への理解を促進し、市街地と芸術の親和性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 地域生活支 援事業費等 補助金 [実施時期] R2～ [支援措置] 鳥取県地域 生活支援事 業費等補助 金 [実施時期] R2～</p>	
<p>[事業名] まちなか観光推進 事業 [内容] 史跡鳥取城跡にお ける滞在環境向上</p>	鳥取市・鳥取市観光コンベンション協	<p>復元が進む史跡鳥取城跡における滞在環境向上のための公衆無線 LAN 整備や、賑わいイベントの定期化、久松山トレッキングツアー等の開発、城跡ライトアップ等に取り組み鳥取城跡周辺及び中心市街地内の観光振興と賑わい</p>		

<p>のための公衆無線 LAN 整備や、賑わいイベントの定期化、久松山トレッキングツアー等の開発、城跡ライトアップ等</p> <p>[実施時期]</p> <p>R4～</p>	会	<p>創出を図る。</p> <p>本事業は、目標「地域資源等を活かした交流人口の拡大」の達成に必要な事業である。</p>		
---	---	--	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名]</p> <p>遊休不動産利活用促進事業（地域おこし協力隊設置事業）（再掲）</p> <p>[内容]</p> <p>遊休不動産利活用推進のため地域おこし協力隊を配置</p> <p>[実施時期]</p> <p>H29～R3</p>	鳥取市	<p>地域おこし協力隊を配置し、利活用が可能な空き家・空き店舗等遊休不動産を掘り起こし、居住希望者や起業希望者等とのマッチングにより有効活用することで若年層の居住促進や賑わいの創出を図る。</p> <p>「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名]</p> <p>インバウンド促進事業</p> <p>[内容]</p> <p>国際観光客サポートセンターの運営等による外国人観光客の集客強化対策を実施</p> <p>[実施時期]</p> <p>H22～</p>	鳥取市	<p>海外プロモーションをはじめ、二次交通の充実や国際観光客サポートセンターの運営などにより、外国人観光客のまちなか観光を促進し、賑わい創出を図る。</p> <p>「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

<p>[事業名] 起業のまち「鳥取」 創造プロジェクト 事業</p> <p>[内容] 起業希望者の掘り 起こし及びサポー ト、投資・融資等 による支援</p> <p>[実施時期] H26～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>起業希望者の掘り起こし及びサポー ト、投資・融資等による支援により、 県外から起業・居住希望者を呼び込む とともに地元の人々の起業に対する機 運を盛り上げ、地域全体における起業 の促進を図る。</p> <p>「回遊・滞在による経済活力の向 上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] まちなかベビーカ ー設置事業</p> <p>[内容] 中心市街地に無料 で貸し出すベビー カーを設置</p> <p>[実施時期] H28～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>中心市街地を訪れる親子に無料で貸 し出すベビーカーを設置することによ り、来街者の利便性と回遊・滞在性を 向上させる。</p> <p>「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] まち歩き推進事業</p> <p>[内容] 地域資源を再発見 するまち歩きイベ ントの開催等</p> <p>[実施時期] H30～</p>	<p>鳥取市 ・鳥取 市中心 市街地 活性化 協議会 他</p>	<p>地域資源を再発見するまち歩きイベ ントの開催等により、地域の魅力向上、 誘客、住民の健康増進を図るとともに、 商店街と連携した取り組みなどをあわ せて行うことにより、来街者の回遊・ 滞在性の向上と商業の振興を図る。</p> <p>「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] 駅南賑わい創出空 間事業</p> <p>[内容] 駅南の低未利用地 に新たな賑わい施 設を整備</p> <p>[実施時期] R4～</p>	<p>民間事 業者等</p>	<p>鳥取駅南側の平面駐車場に新たな賑 わい施設を整備することにより、駅周 辺における賑わい創出、駅南北の回 遊・滞在性の向上を図る。</p> <p>「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] まちなか観光拠点 整備事業</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取城跡を訪れる観光客等が利用で きる駐車場や休憩施設等を整備するこ とにより、観光スポットとしての鳥取</p>		

<p>[内容] 鳥取城跡周辺に駐 車場、休憩施設等 を整備 [実施時期] R2～R4</p>		<p>城跡周辺の魅力向上を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の 拡大」、「回遊・滞在による経済活力の 向上」という目標を達成するために必要 な事業である。</p>		
<p>[事業名] 学生まちなか活動 拠点事業 [内容] 地元大学生等を中 心とする若者の活 動拠点を運営 [実施時期] H25～</p>	<p>地元大 学等</p>	<p>地元大学生等を中心とする若者の活 動拠点の運営等により、若者のまちづ くりへの参画や賑わいの創出、交流促 進を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の 拡大」という目標を達成するために必要 な事業である。</p>		
<p>[事業名] 若桜街道商店街活 性化事業 [内容] 「こむ・わかさ」 の運営、イベント 開催等 [実施時期] H23～</p>	<p>若桜街 道商店 街振興 組合</p>	<p>拠点施設「こむ・わかさ」の運営、 施設の機能強化を行うとともに、イベ ント開催や空き店舗活用によるテナン ト誘導等により、生活関連商業の充実 や中心市街地の集客増、交流促進を図 る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] 鳥取本通商店街活 性化事業 [内容] 空き店舗活用によ るテナント誘導、 イベント開催等 [実施時期] H25～</p>	<p>鳥取本 通商店 街振興 組合</p>	<p>空き店舗活用によるテナント誘導、 イベント開催、地域通貨の発行等を行 うことにより、不足業種の充実や中心 市街地の集客増、交流促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] コンベンション誘 致・支援事業 [内容] コンベンション開 催経費等に対する 支援 [実施時期]</p>	<p>鳥取市</p>	<p>本市で開催が決定したコンベンショ ンの主催者に対し、助成金を交付（助 成対象のみ）することにより、本市へ のコンベンション誘致による交流人口 の拡大を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の 拡大」、「回遊・滞在による経済活力の 向上」という目標を達成するために必</p>		

H7～		要な事業である。		
[事業名] パレットとっとり 運営事業 [内容] 生鮮食料品等の日 常生活関連業種が 入居する商業施設 の運営 [実施時期] H17～	鳥取本 通商店 街振興 組合	生鮮食料品や飲食等の日常生活関連 業種が入居する商業施設「パレットと っとり」の運営、施設の集客機能の強 化を行うことにより、来街者や居住者 の利便性、回遊・滞在性の向上、商業 の振興を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。		
[事業名] 智頭街道商店街活 性化事業 [内容] 空き店舗活用によ るテナント誘導、 イベント開催等 [実施時期] H23～	智頭街 道商店 街振興 組合・ 街づく り(株) いちろ く	“文化・芸術あふれる商店街”とし て、空き店舗活用によるテナント誘導、 イベント開催、歩いて気持ちよい通り 環境づくり等を行うことにより、中心 市街地の集客増と交流促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。		
[事業名] 末広温泉町商店街 活性化事業 [内容] 食をテーマとした イベント開催等 [実施時期] H25～	末広温 泉町商 店街振 興組合	“おもてなしのまち”として、地元 の食をテーマとしたイベント開催によ る集客等やイルミネーション設置、マ ップ制作等による情報発信を行うこと により、中心市街地の集客増、回遊・ 滞在性の向上、交流促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。		
[事業名] 五臓圓ビル運営事 業 [内容] 五臓圓ビルを活用 した文化・芸術イ ベント等を開催 [実施時期] H23～	街づく り(株) いちろ く	拠点施設「五臓圓ビル（国登録文化 財）」を活用した文化・芸術イベント等 を開催することにより、中心市街地の 集客増と交流促進を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の 拡大」という目標を達成するために必 要な事業である。		
文化観光施設等運 営事業 ・高砂屋（城下町	(公財) 鳥取市 文化財	中心市街地にある文化観光施設等 で、各施設の展示品等を活かした体験 事業の実施や、鳥取城跡整備とあわせ		

<p>とっとり交流館) 運営事業 ・仁風閣運営事業 ・わらべ館運営事業</p> <p>[内容] 文化観光施設等において、各施設の特性を活かしたイベント等を開催</p> <p>[実施時期] S51～</p>	<p>団・(公財)鳥取童謡・おもちゃ館</p>	<p>たPR等により集客増を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 観光ボランティアガイド事業</p> <p>[内容] 民間ボランティアガイドが地元の歴史、文化、名所等を紹介</p> <p>[実施時期] H18～</p>	<p>観光ボランティアガイド友の会</p>	<p>民間ボランティアガイドが地元の歴史、文化、名所等を紹介することにより、来街者の回遊・滞在性の向上を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 袋川環境整備事業</p> <p>[内容] 「袋川」の清掃活動やイベント等を実施</p> <p>[実施時期] H15～</p>	<p>袋川をはぐくむ会</p>	<p>中心市街地の代表的な自然である「袋川」の清掃活動やイベント等を実施することにより、来街者や居住者にとって良好な環境整備を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>川端界限活性化事業</p> <p>[内容] 空き店舗活用によるテナント誘導やイベント開催、相談業務等による住民生活のサポート</p> <p>[実施時期] H21～</p>	<p>川端界限活性化協議会・川一アーケード管理組合</p>	<p>空き店舗活用によるテナント誘導や通り環境を活かしたイベント開催に加え、空き家活用や相談業務等による住民生活のサポートを行うことにより、居住者の利便性向上と交流促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>鹿野街道賑わい創</p>	<p>鹿野街</p>	<p>鹿野街道とその周辺地域の活性化と</p>		

<p>出事業 [内容] 鹿野街道の歴史、地域性を活かしたイベント等を開催 [実施時期] H27～</p>	<p>道五十 市</p>	<p>賑わいを創出するイベントや活動を行うことで、地域の子ども達の郷土愛を醸成し、コミュニティを育むとともに鹿野街道の歴史や地域性を広く市民に発信することにより集客増や回遊・滞在性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>駅前周辺賑わい創出事業 [内容] 駅前エリアで連携した賑わいイベント等を開催 [実施時期] H25～</p>	<p>新鳥取駅前地区商店街振興組合・西日本旅客鉄道(株)米子支社・JR西日本山陰開発(株)・(株)鳥取大丸</p>	<p>鳥取駅、周辺商業施設、商店街の通りが連携して朝市やイベント等を開催することにより、鳥取駅周辺の集客増や回遊・滞在性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>まるにわガーデン活用事業 [内容] 鳥取大丸屋上芝生広場等を活用したイベント等を開催 [実施時期] H28～</p>	<p>(一社)まるにわ・(株)鳥取大丸等</p>	<p>(株)鳥取大丸の軒先空間や屋上にオープンした芝生広場を活用したマルシェイベントの開催等により、駅周辺の集客増、交流促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>民藝館通り周辺活性化事業 [内容] 鳥取民藝美術館を活用した「鳥取民藝」の発信、旧吉田医院をはじめ空</p>	<p>鳥取民藝観光まちづくり協議会</p>	<p>国登録文化財である鳥取民藝美術館を活用し、地元の文化である「鳥取民藝」を発信していくとともに、旧吉田医院をはじめ空き店舗活用、通り環境の整備により、鳥取民藝美術館周辺の集客増や交流促進を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の</p>		

き店舗活用、通り 環境の整備 [実施時期] H29～		拡大」、「回遊・滞在による経済活力の 向上」という目標を達成するために必要 な事業である。		
駅周辺機能強化調 査検討事業 [内容] 鳥取駅北口と駅前 商店街をつなぐ動 線のバリアフリー 化、交通結節点機 能等の強化の調査 検討 [実施時期] H28～	鳥取市 中心市 街地活 性化協 議会等	鳥取駅北口と駅前商店街をつなぐ動 線等のバリアフリー化やその他交通結 節点として機能等の強化に係る調査検 討を行い、対策を実施することにより、 駅周辺の集客増や交流促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。		
まちなか観光促進 事業 [内容] 100円循環バス「く る梨」等を活用し た観光ルートの設定、情報発信 [実施時期] H30～	鳥取市	100円循環バス「くる梨」等を活用し た周遊ルートの設定、情報発信により、 中心市街地の集客増、来街者の回遊・ 滞在性の向上と公共交通の利用促進を 図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。		
[事業名] 中心市街地賑わい 活力向上事業 [内容] 中心市街地の賑わ い創出と魅力向上 に資するイベント 開催等に対する支 援 [実施時期] R1～	鳥取市	中心市街地の賑わい創出と活力の向 上に資するイベント開催等に対し支援 を行うことにより、中心市街地の集客 の増加や地域コミュニティの充実を図 るとともに、事業の企画立案等を通じ た人材育成を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の 拡大」、「回遊・滞在による経済活力の 向上」という目標を達成するために必要 な事業である。		
[事業名] 鳥取駅周辺フリー W i - F i 整備事 業 [内容] 鳥取駅周辺エリア	鳥取市	来街者の利便性向上と回遊性促進の ため、鳥取駅周辺にフリーW i - F i 環境を整備する。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。		

<p>にフリーWi-Fiを整備 [実施期間] R2～</p>				
<p>[事業名] 旧島根銀行鳥取支店ビル再生事業 [内容] 旧島根銀行鳥取支店ビルを活用し、最適なテナントミックスを行うことでまちの賑わいを創出する [実施時期] R3～</p>	<p>商店街組織等又は民間事業者</p>	<p>[位置付け] 旧島根銀行鳥取支店ビルを活用し、まちなかの新たな多世代交流拠点を作ることによりまちの賑わいを創出する事業として、目標（2）「回遊・滞在による経済活力の向上」に資する事業に位置づけられる。より地域のニーズに合った事業とするため、建物を利用した実証イベント及び利用者等地域のニーズ調査を行う。 [必要性] 回遊・滞在により経済活力が向上することで、「8 商店街の事業所数」の増加に寄与するため。</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

① 現状分析

県東部地区における路線バスの利用者は、ピーク時の昭和40年頃には、年間延べ4,000万人を超えていたが、モータリゼーションの進展や少子高齢化に伴う通学生の減少などにより著しく減少している。中心市街地と郊外地域との連携や、都市機能の集積などの効果を市全域に波及させるためには、市町村合併により広域化したバス路線などの公共交通体系の見直しにより、中心市街地と周辺・郊外地域とのアクセス性を強化することが重要な課題となっている。

2期計画では、市道駅前太平線賑わい空間活用事業、EV（電気自動車）シェアリング事業、100円循環バス「くる梨」運行事業、レンタサイクルステーション整備事業、市営駐輪場運営事業を実施した。「くる梨」の利用客数は年間38万人に達したほか、レンタサイクル利用台数は一カ月当たり概ね160台、駐輪場利用台数は一日当たり概ね1,000台を数え、中心市街地における回遊・滞在性の向上、来街者と居住者の利便性向上に寄与している。

一方で、今後少子高齢化が一層進展する見込みであるとともに、市役所本庁舎の移転、駅南庁舎の整備、鳥取城跡大手登城路の復元が予定されており、さらなる利便性の向上と各交通機関、主要施設間の連携を図っていくことが求められている。

② 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

少子高齢化や環境問題等の社会状況に対応し、中心市街地の賑わいを取り戻すためには、歩いて暮らすことが可能なまちづくりを基本とした、中心市街地へのアクセス性や利便性、回遊・滞在性の向上が必要である。そのためには、循環バス、自転車などによる自動車に頼らない交通体系を構築するとともに、各交通機関、主要施設間の連携の強化、観光交流等の促進により来街者が中心市街地を回遊し、滞在時間を増やす仕組みづくりに取り組む必要がある。

これらのことから、活性化の目標の達成に向け、「公共交通機関の利便性の増進を図るための事業、特定事業及び措置」として以下の事業を基本計画に位置付ける。

【新規】

コミュニティバス購入事業、100円循環バス実証実験事業

【継続】

市道駅前太平線賑わい空間活用事業、EV（電気自動車）シェアリング事業、100円循環バス「くる梨」運行事業、レンタサイクルステーション整備事業、市営駐輪場運営事業

③ フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に各事業の進捗状況を調査し、効果の検証を行うとともに、状況に応じて事業等の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 市道駅前太平線賑わい空間活用事業 (再掲) [内容] 「市道駅前太平線賑わい空間」を活用した休憩施設を設置 [実施時期] H25～	新鳥取駅前地区商店街振興組合	道路空間の全天候型広場に椅子、テーブル等の休憩施設を設置し、歩行者にとって憩いやすい滞在空間を設けることで、沿道店舗の集客増や来街者の回遊・滞在性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 道路の占用の特例 [実施時期] H27～	

(2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] コミュニティバス購入事業 [内容] 100円循環バス「くる梨」車両の購入 [実施時期] R1～R2	鳥取市	100円循環バス「くる梨」の運行経路の見直しとあわせ運行体制を強化するため車両を更新することにより、来街者や居住者の利便性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(鳥取駅周辺地区)(第2期)) [実施時期] R1	
[事業名] 100円循環バス実証実験事業 [内容] 100円循環バス「くる梨」の運行実証実験の実施 [実施期間]	鳥取市	市役所本庁舎の移転にあわせ、100円循環バス「くる梨」の運行実証実験を行い、運行経路に反映させることで来街者や居住者の利便性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(鳥取駅周辺地区)(第2期)) [実施期間]	

R1～R2			R1	
-------	--	--	----	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 100円循環バス「くる梨」キャッシュレス導入整備事業 [内容] 100円循環バス「くる梨」へキャッシュレス導入に伴うシステム及び機器の整備 [実施期間] R3～	鳥取市	100円循環バス「くる梨」にキャッシュレスが利用できる環境整備を行うことで、来街者や居住者の利便性の向上を図る。 本事業は、目標「回遊・滞在による経済活力の向上」の達成に必要な事業である。	[支援措置] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [実施期間] R3～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] EV（電気自動車）シェアリング事業 [内容] EV（電気自動車）を活用したカーシェアリング事業を実施 [実施時期] H25～	智頭石油(株)	産学官が連携し、中心市街地におけるEV（電気自動車）を活用したカーシェアリング事業を展開することにより、環境負荷の低減とともに、来街者や居住者の利便性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] 100円循環バス「く	鳥取市	中心市街地の回遊・滞在性を高めることを目的に循環バスを運行してい	[支援措置] 生活交通体	

<p>る梨」運行事業 [内容] 100 円循環バスを 運行 [実施時期] H14～</p>		<p>る。生活交通としての利用が増加して いること、連携中枢都市圏の高次都市 機能集積地としての移動手段の確保が 求められていることなどから、市役所 本庁舎の移転にあわせて運行経路の見 直しを行うなど来街者や居住者の利便 性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>	<p>系構築支援 補助金 [実施時期] H22～R1 [支援措置] 市町村内バ ス等支援補 助金 [実施時期] R2～</p>	
<p>[事業名] レンタサイクルス テーション整備事 業 [内容] 複数のレンタサイ クルステーション を整備 [実施時期] H13～</p>	<p>鳥 取 市、鳥 取市観 光コン ベンシ ョン協 会</p>	<p>市内に複数のレンタサイクルステー ションを整備することにより、自転車 利用の促進による環境負荷の低減、来 街者や居住者の利便性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] 市営駐輪場運営事 業 [内容] 鳥取駅高架下の自 転車駐車を運営 [実施時期] S60～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取駅高架下の自転車駐車を運営 することにより、来街者や居住者の利便 性の向上を図るとともに、歩道内における 自転車の駐輪を抑制することにより、歩行 者の安全確保を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] まちなかシェアサ イクル推進事業 [内容] 中心市街地の回遊 性を向上させるた めシェアサイクル を導入する [実施時期] R3～</p>	<p>鳥 取 市、シ ェアサ イクル 事業者 等</p>	<p>[位置付け] 手軽に利用できるまちなかの移動手 段としてシェアサイクルを導入するこ とで、中心市街地の回遊性向上に寄与 する事業として、目標（2）「回遊・滞 在による経済活力の向上」に資する事 業に位置づけられる。 [必要性] 来街者の回遊性が向上することで、 「歩行者・自転車通行量（平日・休日 の平均値）」の増加に寄与するため。</p>		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

